

な職員であること、そして対話のできる職員であること、そして組織や人を育てる、管理運営できる職員であること、5つ目は高度な専門能力を持った職員であること、こういった職員像が求められております。これを指導・育成するのは管理職であります。この管理職については、こういった職員を育てるべく、あらゆる機会を通じまして研修、ただ単なる机上の研修だけではなく、外に出て市民にじかに接して職員を指導していただきたいと、そういう気持ちであります。

以上でございます。

38番(野口三孝君) する質問をし、ご答弁をいただきました。どうか、伊藤市長を中心となさって、ここにひな壇に並んでいる皆様方が優秀な職員を育成して、21世紀の長崎、分権型社会に本当の意味で突入をしているわけですから、市民の負託に十分に応え得る行政組織を構築していただいて、優秀な職員をお育てをいただいて、市民の負託に十分に応えていただきたいことをお願いして、質問を終了いたします。

ありがとうございました。

議長(野口源次郎君) 休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。

= 休憩 午後0時1分 =

~~~~~

= 再開 午後1時0分 =

副議長(江口 健君) 休憩前に引き続き会議を開きます。7番田村康子議員。

〔田村康子君登壇〕

7番(田村康子君) 私は、公明党を代表いたしまして、質問通告に従い質問をさせていただきますので、市長並びに理事者の明快なる答弁を求めます。

初めに、質問が多岐にわたっておりますので、最初にお断りさせていただきますけれども、教育・文化行政についての(3)育英奨学金制度の周知徹底について、また、福祉・医療行政についての(1)出産費貸付制度の周知徹底につきましては、時間がありましたら自席から意見を述べさせていただきます。

さて、市長の施政方針に、新世紀を迎えた今、長崎に住むことを誇りに思い、訪れる人が魅力を感じることでできるまちづくりを目指して、市民の皆様とともに夢と希望を持って、着実に進みた

いと決意表明がなされ、長崎再生に向けて全力を尽くす覚悟だと述べられました。

私は、昨年1年間、市長の原爆被爆地域拡大是正に取り組む必死さを見てまいりました。被爆55年たった今、これほどまでに熱心に、誠実に被爆者の皆様に応えようとする姿勢に、私は、市長の心根を見た思いでありました。市民の皆様もまた、同じまなざしで市長に期待をし、応援をされていることと思います。公明党もまた、市長とともに、夢と希望を持って長崎再生に向けて全力を尽くすことをお誓いし、質問に入ります。

1. 環境行政について。

(1) 学校等市施設の蛍光灯のPCB処理対策についてであります。業務用、施設用の蛍光灯などのPCB使用照明器具につきましては、昭和47年に製造は中止されておりますけれども、現在も一部学校施設において使用が続けられている実態があると聞いております。本市におきましては、既に大方、交換済みとのことではありますが、PCBの廃棄物処理について、学校などで使用中のPCBを含む機器が交換されていくということは、公共施設や学校での保管量の増加を意味することになるかと思っております。

そこで、PCB処理策の展望についてお伺いをいたします。

(2) 公用車に低公害車等の導入につきまして、13年度当初予算では、低公害車、低燃費車は自動車税を最大50%減税にするという自動車のグリーン化税制の導入が盛り込まれております。

本市の公用車については、今後、ハイブリッドカー等の低公害車の導入を考えてはどうか。

(3) 中国との環境交流の推進についてお尋ねをいたします。地球環境問題を考えるときに、中国との関係は非常に大事だと思います。中国の人口、経済発展を考えれば、今後、さらに化石燃料の消費、自動車等の爆発的な伸びによりまして、地球温暖化や酸性雨などによる環境悪化が懸念されます。

そこで、中国との環境保全に向けて交流が大事になってくると思われます。

以上、3点について市長の見解を求めます。

2. 少子・高齢化対策についてです。

現在、国会では2001年度予算案の審議が行われております。国の予算の中には、自治体に進めて

もらいたい政策を補助金などで後押しするものが少なくありません。それらを有効に活用すれば、自治体の財政負担が少なくても、地域社会や住民のプラスになる政策や制度が実現できます。政府予算案の中には、生活者の政治を目指す公明党の主張が随所に盛り込まれています。子育て、教育、高齢者など暮らしの身近な分野について、国の予算を市民のためにどう活用していくか、そのような視点に立って質問をさせていただきます。

(1) ファミリーサポートセンター事業の実施について。国の新年度予算案には、「安心の社会」を目指す施策が数多く盛り込まれています。子育て支援については、保育サービス等の拡充が大きく前進しました。特に著しく伸びているのがファミリーサポートセンターです。地域において、育児の援助を受けたい人と育児の援助をしたい人を仲介するファミリーサポートセンターの設置数を102カ所から一気に約6.5倍の657カ所へと飛躍的に拡大します。そしてまた、新年度からは、新たに自営業者や家庭の主婦もファミリーサポートセンターを利用できるようになります。

今まで、議会からも多くの同僚議員から設置に向けて質問がなされてきましたが、新世紀、住民のニーズが一番高いファミリーサポートセンターの実施について、市長の決意のほどをお聞かせください。

(2) 放課後児童クラブの充実について。また、同じく重要課題であります放課後児童クラブにつきましては、施政方針の中では、家賃負担に対する助成拡大を取り上げておられましたが、具体的な内容について伺いをいたします。

(3) 市役所へ授乳室の設置を。市庁舎に授乳室を設置してほしいという要望を若いお母さんから受けました。赤ちゃんを連れて市役所へ来ても、おっぱいをあげるのに授乳室がなくて困っているというのです。長崎市役所は古くて、そういうスペースも今までないままにきましたが、また、昔はそのような要望もなく、「授乳室をつくれ」と言ってくる人もいなかったのですが、男女共同参画社会の実現に向けて時代は大きく動き始めました。まさに、21世紀は「女性の時代」と言われるゆえんです。頼もしく思っております。

そこで、余裕の部屋はなくても、待合室の一角にでも囲いの部屋をつくり、授乳室として提供し

てもらいたいと思います。ちょうど、この議場の後ろの方に同時中継用のビデオの部屋がつくられましたけれども、そのような方法で、畳2、3畳のスペースがあれば大丈夫かと思っておりますので、市役所、支所等も含めまして、ぜひ検討していただきたいと思います。市長のご所見を伺います。

(4) 「生活支援ハウス」の整備について。介護保険の認定で自立または要支援とされた特養ホームから退去を迫られている高齢者の受け皿となる生活支援ハウスの整備が急がれております。5年間の経過措置の期限が2004年度までとなっているためです。家庭の事情でやむなく家族と同居できないお年寄りや民間の有料老人ホームに入居できない低所得者のお年寄りなど十分な福祉サービスが受けられないケースも予想されます。本市の整備状況をお聞かせください。

(5) 特別養護老人ホームの待機者解消策についてお尋ねします。この特養ホームへの入所希望者が、いつまでたっても入れないという、そういう状況が続いております。今後、さらにその需要はふえるものと思われまます。本市の対応をお聞かせください。

(6) 「シルバー成年式」の実施について。平成12年9月14日の朝日新聞の「青鉛筆」に掲載されたコラムです。「20歳の『成人式』ならぬ70歳の『成年式』が敬老の日の15日、東京都品川区の総合区民体育館で開かれる。満70歳のお年寄り約1,500人が出席する。70歳を人生の再スタートにしてほしいというのが区の願い。17人のお年寄りが『シルバーファッションショー』のモデルとして出場。『元気に気軽に街へでよう』をテーマに美を競う。戦後の混乱期に成人を迎え、成人式に出られなかった人も多い。会場には今はやりのネイルアート(つめの化粧)の実演コーナーもある。おばあちゃん、おじいちゃんはこの日、綺麗に変身するか?」とありました。敬老の日の9月15日、お年寄りの長寿の祝い、元気づけるイベントが新世紀にふさわしい新しい感覚でプレゼントできたらいいなと思います。ずっと続けてきた地域自治会での敬老の日もいいでしょうけれども、新世紀には、もっと広い世界に出て新しいお友達をつくったり、イベントを楽しんだりするのもいいのではないかと思います。古希のお祝いに長崎でも、

このようなイベントを実施されてはいかがでしょうか。

3. 都市基盤の整備及び住宅政策について。

(1) 斜面地域の快適な住環境についてです。異国情緒と坂のまち長崎、夜の百万ドルの夜景が観光のシンボルともなっています。その美しい夜景は、斜面地に住む家々の明かりのたまものであります。住居地の約7割が斜面地と言われる長崎市街地は、住む人にとって、また残酷な環境でもあります。21世紀の長崎市が一番真剣に取り組まなければならない課題が斜面地の快適な住環境づくりだと思います。

そこで、一昨年の12月、長崎市議会斜面地整備促進議員連盟が発足し、斜面地整備に関する研究を地元自治会長の皆様方から、生のご意見をお聞きし真剣に取り組んでまいりました。そこで学んだことは、決して巨額な投資をしなくても、ちょっと道路や側溝を改良するだけで、日常の生活や緊急時の対応が大きく変わる。また、大きな車は入らなくても軽自動車やバイクが入れば生活は変わります。孫が遊びに来たときに、近くにちょっとした公園があればいいな、斜面地にある空き地を市が先行取得して小さな駐輪場やポケットパークができればいいな等々、生活現場の声を聞き感じましたことは、身近な整備からこつこつやっていくことの大切さ、地元との連携の必要性でした。

新世紀を迎え、坂の長崎のまちが今後どう変わっていくのか、変えていくのか、市民の皆さんにわかるように、その展望をお聞かせください。

(2) グラバー園内「動く歩道」の地域住民への開放について。同じく自治会長さんとの懇談の中で、南山手地区の自治会からは、グラバー園の裏口を開放して、園内の動く歩道を開放することによって、南山手一帯の日常生活の支援につながるのではないかと思います。市長のお考えをお聞かせください。

(3) 公共交通空白地域の解消について。本市には、道路が狭くて路線バスが入らないところがたくさんあります。今まで行政側は、「道路が狭くて路線バスは走りません。道路幅を拡幅しない限りとても無理です」と言い続けてきました。でも、住民は、「何とかジャンボタクシーなら走れるから、この道路のままでも走れる車を走らせてほしい」と訴え続けてきました。そして、行政もやっと立

ち上がりました。昨年、公共交通空白地域導入検討調査費500万円の予算がつき調査、検討されました。その結果、どうなったのか。

また、本年度予算として300万円計上されていますが、それは試行運転のためと聞いています。具体的な内容をお示しください。

(4) 高齢者向け住宅の整備推進についてです。今通常国会において、高齢者の住居安定の確保に関する法律案が提出されております。この法律が制度化されることによって、高齢者の安定した居住を確保する義務が自治体に生じることになります。大変喜ばしい限りです。

日本賃貸住宅管理業協会に加盟する管理会社は、全国で約780社、同じ協会が昨年4月、加盟会社を対象に実施した高齢者の入所に関する現況調査によりますと、加盟会社の半数以上が「取り扱い物件の7割以上は最初から高齢者はお断り」と回答しております。理由は、病弱になった場合の対応が難しい、失火などの安全管理に不安があるなどが上位に挙げられました。また、家賃が払えなかったときに備えて連帯保証人が必要だが、高齢者は身内も高齢で保証人を見つけられず入所できない等の悩みがあります。

こうした事態の改善に向けて、同協会は、家主の不安を少しでも解消することで、高齢者が入居しやすい環境を整えようと、ことしの2月から高齢者入居サービス「シニアステージ」をスタートさせました。クレジット会社が賃貸契約の連帯保証人として、家主に滞納家賃を立て替え払いを保障するシステムであります。

このように、賃貸住宅管理業界が独自の試みで高齢者への入居支援を始めました。一方、自治体でも高齢者の入居支援に向けて、滞納家賃を保障する公的保障制度を導入するケースが目立っております。国も今後、高齢者の入居を拒否しない賃貸住宅情報の提供や滞納家賃支払い保障制度の創設など、高齢者が敬遠されない民間賃貸住宅市場の環境整備へ積極的に乗り出す方針です。

私も一定、関係する法律が整備できないと、市単独では取り組めないようなものもあることは理解していますが、しかし、現実には、東京都江戸川区のように、センターをつくり、保証人となり、入居時に大家さんを安心させるシステム構築が既に稼働していることも事実であります。早い時期

に高齢者が安全で快適な居住を実現できるようなシステムづくりに取り組む考えはないか、お尋ねをいたします。

(5) 既存市営住宅へのエレベーターの設置。国は昨年、バリアフリー型の公営住宅3万7,000戸が新たに供給されたほか、既設の3階から5階建ての中層公営住宅8,000戸について、手すりの設置や段差の解消、エレベーターの設置などが行われました。さらに2001年度には、公営住宅の公共賃貸住宅についても、新設、既設を合わせて4万7,000戸に手すりやエレベーターが設置されることになっております。

そこで、この国の施策で既設の中層の公営住宅へのエレベーター設置について、モデル的に長崎市へも設置されるのではないかと楽しみにしていますが、それはいつごろの予定になっているのか、どこの団地で、また、何棟ぐらい設置されるのか、わかっていたらお教えてください。

#### 4. IT社会への対応について。

(1) 電子市役所の構築。米海軍の基地があり、かつては造船、自動車のまちと言われた神奈川県横須賀市が近年、情報先端都市として注目されています。その中核となる市役所は、行政事務のオンライン化を積極的に推進し、役所の旧来のイメージを一変させ、電子市役所になろうとしています。全国的に電子政府、電子自治体の構築を目指す動きの中で、一步先を行く横須賀市の取り組みについて調査し、勉強をしてみました。横須賀市の人口は43万6,000人で、長崎市と余り変わらない類似都市であります。その横須賀市が行政の情報化に全面的に乗り出したのは1996年のこと。行政、市民、産業を一体に結びつけた情報フロンティアプランを策定し、行政の分野ではITの活用により行政手続きの負担軽減、サービスの高度化、行政コストの軽減、情報公開などを進め、行政に対する市民の満足度を高めることを目指しました。

まず、市役所の各部署がLANで結ばれ、インターネットに市のホームページが開設されました。今でこそホームページを持つ自治体は多くありますけれども、横須賀市の場合は、A4の紙に換算すれば、何と2,500ページ分という豊富で、しかも、市民にとって利用度の高い情報内容と、役所という固いイメージとはかけ離れた親しみやすさが特

徴で、アクセス数も月平均85万件にも上っているということでありました。

その中で目立つのは、「書式屋本舗」と名づけられたコーナー。市役所に提出する申請書などの書式をこのコーナーでダウンロードして取り出すことができ、プリンタで印刷すれば、そのまま提出書類として使用できます。また、「入札の広場」というコーナーがありまして、市が発注する公共工事の入札に関する発注は、すべてネット上で行っています。これにより年間約30億円以上の節減効果が出ているそうでございます。

また、横須賀市では、ICカードを利用したまちづくり総合カードシステムを99年10月から実験的に運用しています。医療、福祉のほか買い物、電子決済など多目的に活用しています。

「電子市役所になったことで、一番大きく変わったことは何でしょうか」と聞きましたら、「ほかならぬ市役所で働く職員の仕事のスタイルだ」と言われました。それまでは、書類と印鑑によって進められてきた事務がパソコンでの作業に変わった。文書はすべてパソコンで作成し、紙に印刷されることはない。上司もパソコンで内容を確認し、印鑑のかわりに画面上のボタンをクリックして決裁する。市の説明によりますと、パソコン導入による人件費や経費の削減だけでも年間約6,000万円の節減効果があったと言われました。

去年の11月にIT戦略会議がまとめたIT国家基本戦略によりますと、日本はアメリカを抜いて5年以内には世界最先端のIT国家にするという目標を立てています。間違いなく5年以内には電子政府の実現化が図られることであると思います。

そこで、本市の取り組みについてお示しください。

(2) デジタル・ディバイドの解消についてです。情報格差を防ぎ、国民全体が等しくITの恩恵を受けられるよう地域イントラネットの整備が進んでおります。また、新年度は、障害者が操作できる機器の開発を支援するなど、デジタル・ディバイドの解消に向けた取り組みがなされていますが、本市の取り組みについてもお尋ねをいたします。

(3) ネット詐欺・ダイヤルQ<sup>2</sup>への対応についてです。最近、インターネットの普及に伴い、ネット上で悪質な詐欺がふえています。例えばユーザーが契約したプロバイダーの電話番号が、いつ

の間にか書きかえられていて、インターネットに接続すると自動的にダイヤルQ<sup>2</sup>につながってしまい、予想した10倍以上の高額な請求書が来て初めて気がつくというような被害が相次いでおります。これからも、このような被害はふえていくと思います。この種のネット被害に遭ったときの対処や予防策を市民へPRしていく必要があると思います。

そこで、本市でも、新年度より開催されますIT講習会等を利用して取り組んでいただきたいと思います。市長のご見解をお聞かせください。

#### 5. 教育・文化行政について。

(1) 市立図書館建設構想についてお尋ねをいたします。市立図書館建設検討委員会も立ち上がり、既に2回の会合が持たれ、図書館の規模、機能、運営方法について種々論議が交わされているようであります。県庁所在地としての市立図書館にふさわしい規模と内容を兼ね備え、市民のだれもが誇りに思える施設ができることを心から願うものであります。

具体的には、全国から1年間に100団体、約1,000人が視察に訪れ、議会関係者はもとより、大学の文学部、各地の現行の各市町の図書館の司書の方々が模範と仰ぐ浦安市立中央図書館を大いに参考にすべきだと考えます。赤ちゃんからお年寄りまで憩える図書館、いつでも、だれでも必要な地域と知恵が手に入る図書館、利用者の悩みに的確な答えやヒントが返ってくる図書館、すばらしい図書館があるからこの市に住みたいと言われる図書館、ビジネス、経済、暮らしの最先端の情報が得られる図書館、こんな立派な図書館をぜひとも実現させていただきたいと思えます。

そこで、お尋ねでございますが、全国の模範と仰がれています浦安市立中央図書館の常世田良館長を本市市立図書館建設検討委員会の参考人、もしくは講師として招聘されてはいかがですか。

加えて、一般市民を対象とした市民が望む市立図書館としての文化講演会、200人程度と考えておりますけれども、それを開催してはどうかと思えますが、市長のお考えをお聞かせください。

また、諏訪の森構想の推移から、市立図書館が当初含んでいた市立博物館との複合型という考え方も再考の余地が出てまいりました。本来、長崎

市規模の図書館は複合館ではなく単体が望ましいと思います。そこで、市立図書館は、複合館から単体へと構想の転換も視野に入れるべきと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

(2) 「勝山町遺跡」発掘調査に対する見解と今後の展望について。勝山町遺跡の発掘調査が去年10月より本年3月15日までの日程で、現在、鋭意研究が進められております。かつて日本国内には、近世に200のキリスト教の教会が建てられ、それは我が国近世の建築史にも強い影響を与えたことが知られております。京都御所、江戸城、桂離宮、大徳寺、龍安寺、銀閣寺、東照宮ひいては茶室建築まで西洋建築の様式が色濃く取り入れられています。しかしながら、今では、全国200を数えた当時の教会建築は、禁教令を契機としましてほとんど破壊され、跡形もなくなってあります。ところが、今度出土した井戸、敷石、地下室等はほぼ完全な姿で残されており、当時、代官の村山等安により寄進され建立されたサント・ドミンゴ教会であると確認されました。研究者の間では、国内唯一、長崎の歴史にとっても貴重な文化財であるとの認識が表明されたようであります。

そこで、お尋ねをいたしますが、今回の勝山町遺跡の発掘調査でサント・ドミンゴ教会の規模を決定する境界の確定はなされたのでしょうか。また、村山、末次、高木と続く3代の代官屋敷の貴重な遺構も片りんが出土していますが、これについても本格調査に着手するお考えはないか、お尋ねをいたします。

次に、(4)男女混合名簿の導入について。本市の男女混合名簿の導入につきましても、それぞれの学校に任せてあるとのことですが、現状の実態を教えてください。

(5) ブック・スタート事業について。ブック・スタートは1992年に英国のパーミンガムで始まったもので、乳幼児健診の行われる保健所で絵本などを手渡し、本を通して赤ちゃんとの楽しいひとときが持てるように応援する運動です。現在では、英国全土の92%で実施されているそうでございます。

我が国においては、2000年の5月、国際子ども図書館の開館を記念して、国会で決議されました2000年子ども読書年に際し、政・官・民が協力をして、さまざまな催しが実施されました。そして、

この子ども読書年のさまざまな取り組みの成果をぜひとも21世紀に継続させていくことが大切だということで、このブック・スタートは、その役割を担う長期的な企画であります。そして、これを国民的運動にまで持っていきたいと願っています。

赤ちゃんの体の発達にはミルクが必要なように、赤ちゃんの言葉と心をはぐくむためには、抱っこして優しく話しかけてあげることが大事だと言われています。その中で、赤ちゃんは愛されていることを感じ、満足し、人への信頼をはぐくむからであります。そして、人間が言葉を使って、他と自分自身と対話するための基礎をつくります。肌のぬくもりを感じながら、たくさんの言葉を聞くことこそ、赤ちゃんの成長にとって不可欠な心の栄養素となるのです。ブック・スタートは、本を介して、この温かく楽しいひとときが、すべての赤ちゃんの周りで持てることを目指します。

ブック・スタートは、乳幼児健診に参加したすべての赤ちゃんと保護者に絵本の入ったブック・スタートパックを説明の言葉とともにプレゼントする運動です。本を通して、赤ちゃんと保護者が楽しい時間を分かち合うことを応援する運動です。すばらしい運動だと思いますけれども、長崎市でもぜひ実行できないものでしょうか。市長のお考えをお聞かせください。

(6) 中学校完全給食の推進について。長崎市の全中学校で完全給食導入に向けた試験実施が1月10日より市内の5校で始まりました。子どもたちの評判はいかがでしょうか。試行の状況についてお聞かせください。

(7) 学校プールに紫外線防止テントの設置。オゾン層の破壊による紫外線の弊害は、私たち人類のみならず自然界の生態系にも及んでいると言われます。生命を紫外線から守るオゾン層が薄くなり、科学的にも医学的にも、その害は証明されつつあります。特に、赤ちゃんや幼児にとっては、紫外線はとても危険だと言われております。

そこで、幼稚園、保育園、学校等に張るテントは紫外線カットのテントにしてほしいというお母さん方の要望に対しまして、教育長のご所見を伺います。

#### 6. 福祉・医療行政について。

(1) 高次脳機能障害対策についてお伺いをいたします。脳には、さまざまな機能があります。言

語、思考、記憶、注意、学習などの知的機能は、高次脳機能と呼ばれているようであります。いずれも、我々の日常生活にとっては欠かせない重要な機能です。高次脳機能障害とは、この働きに障害があることを言います。病気や事故で脳が傷つくことによって発生すると言われております。現在、その症例の研究が続けられていますが、失語症、失行症、失認症、半側空間無視障害などがあるとされておりまして。例えば、失行症と言いますのは、麻痺などの運動障害は何もないのに、歯ブラシの使い方がわからなくなったり、また、失認症とは、視力が低下しているわけでもないのに、ある物が目の前に置かれていても何が何だかわからない状況、例えばリンゴを見ただけではわからない、触ってみて理解するようになる。また、半側空間無視というのは、片側、主に左側の刺激に反応しない症状を言うのだそうです。水平に書かれている文章の左側を読み落としたり、絵を描かせると左側を省略した絵をかくんだそうです。体の左側を壁やドアにぶつける。記憶障害とは、新しいことを覚えられない。昨日行った病院への道順を忘れてしまう。医師や看護婦の名前なども忘れる。これらは、すべて日常生活の根幹にかかわるものばかりです。

しかし、外見からはわかりにくく、本人も自覚していない場合が多いため、障害を知らない人から誤解を受けやすい。知的障害にも該当せず、制度のはざまにあり、行政も含めて社会一般に理解が進んでいないのが現状のようです。

1998年6月、都議会公明党が「高次脳機能障害者の家族の会」の要望を受け、都議会で、その対策を訴え続けてきました。一方、国レベルでも国会質問の中で、実態調査や支援策を訴えてきました。その結果、2001年度予算に初めて高次脳機能障害対策費として1億円が計上されました。

そこで、本市にも高次脳機能障害と思われる方々がいらっしゃるのではないかと思います。その実態調査の早期実施と障害認定方法を確立、福祉面からの柔軟な対応について、市長の見解を求めます。

(2) 小規模通所授産施設の支援拡充についてお伺いをいたします。共同作業所、小規模作業所は障害者の自立について、大変必要な施設でございます。

今後、国においても、その充実が徐々に図られつつありますが、今後の本市の施設整備について、どのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

(3) 親亡き後の対策を進めるための心身障害者施設緊急整備計画の策定に向けての取り組みについてお尋ねをいたします。心身障害者を家族に持つ親御さんのご苦勞は、筆舌に尽くせないものがあります。子どもかわいさから、自分の生きている間は、どんな苦勞もいとわないが、親亡き後、この子のことを思うと死ぬに死ねないとおっしゃいます。

そこで、このことに手を差し伸べてあげられるのは行政しかないのです。真剣に、その悩みを我が悩みとして受けとめ、緊急整備計画の策定に向けた取り組みを他に優先して行ってほしいと思います。東京都では、親亡き後の対策を進めるための心身障害者施設緊急3か年計画が新年度にスタートいたしますが、本市も緊急な対応が望まれます。市長のお考えをお聞かせください。

#### 7. ペンギン水族館の開館に向けて。

4月22日、長崎ペンギン水族館のオープンが待たれます。九州では、福岡市、鹿児島市、大分市などに水族館があり、それぞれ特色ある水族館の運営に力を入れています。長崎市も入場者減で閉館に追い込まれた旧水族館の反省の上に立って、ユニークな水族館づくりを目指してきました。名前のとおり、同水族館の目玉の一つは、旧水族館から引き継いだ約120羽のペンギンたち、飼育・繁殖種数においては日本一だと言われました。1階と2階が吹き抜けになった水槽では、ペンギンが水中を潜るめずらしい姿も見ることができます。次代を担う子どもたちの夢をはぐくむバーチャルシアターも売り物の一つ。実写に近いコンピュータ・グラフィックスの映像を専用の眼鏡をかけて見ると、水中に潜ったような疑似体験もできると言います。さらに、インターネットなど利用して、ペンギンの生態や海洋環境に関する情報も充実し、「ペンギンのことなら長崎」と言われるような国内一の情報発信基地にしたいと担当者は意気込んでおられました。

長崎ペンギン水族館がオープン時だけでなく、未永く市民に愛される施設となるように期待していますが、そのために、今後、どのような方針で

運営をされていこうとしているのか、また、観光への取り組みはどのように考えておられるのか、お尋ねします。

#### 8. 平和行政の推進。

昨年11月に長崎市内及び県内NGOと協力して開催されました「核兵器廃絶 - 地球市民集会ナガサキ」は、国内外や地元から多くの参加者を得て長崎アピールを採択するなど大きな意義を持つものでした。新年度においても、平和を願う長崎市民の声を情報発信するための事業を行い、引き続き平和行政の積極的な推進に努めていただきたいと思います。

そこで、毎年、長崎が世界に向けて発信している平和宣言ですが、英語で翻訳されたものがありますが、ぜひ中国語、ハングルに翻訳したものもほしいという声を聞きます。本市における国際交流については、特に本年度は、中国、韓国の各拠点都市における人的ネットワークの構築に向けて、アジア都市間交流フォーラムを開催されることでもありますし、平和宣言を中国語、ハングルに翻訳してもらい、そして、観光で原爆資料館を訪れた方々にもお配りできたらよいと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

#### 9. 被爆地域拡大是正について。

被爆55周年の昨年は、「今世紀中の課題は今世紀中に決着を」と市長を中心に長崎から大陳情団を結成し、精力的に被爆地域拡大是正へ陳情活動を行いました。その結果、国に原子爆弾被爆未指定地域証言調査報告書に関する検討会が設置され、現在、研究・検討が進められているところであります。

なお、3月には直接、長崎入りされて面接調査等も行われると聞いておりますが、市民や関係6町の皆さん方は、もっと詳しく知りたいと思っておられます。

そこで、今後の展望についてお教えてください。

#### 最後に、10. 選択的夫婦別姓について。

21世紀は「女性の世紀」と言われ、昨年12月には政府の男女共同参画基本計画が策定されるなど男女平等の施策づくりが進んでいますが、その中で停滞している施策があります。夫婦が同じ姓を名乗るのも、結婚前の姓を別々に名乗るのも自由とする、いわゆる選択的夫婦別姓制度の導入問題がそれです。

法相の諮問機関であります法制審議会が5年の歳月をかけて審議し、選択的夫婦別姓制度の導入を答申したのは、5年前の1996年2月のことでした。20世紀中には導入されると思われていたにもかかわらず、ついに実現に至らないまま新世紀を迎えました。反対派や慎重派の意見は、要約すると、同じ姓を名乗るという習慣が夫婦、親子、兄弟などの絆を強めている、夫婦別姓が導入されれば家族制度が揺らぎかねないというものです。しかし、選択的夫婦別姓は、すべての夫婦に別姓を強制するものではありません。希望する夫婦に別姓の選択を認めようとするものであって、反対派の意見は、選択制であるという点に目をふさいだ論議というほかないと思います。法制審が夫婦の姓について見直し作業を始めて既に10年が経過いたしました。新しい21世紀の共生社会を構築していくためには、すべての人々を画一的な枠に押し込めるのではなく、個人の多様な生き方を認め合う許容度の広い法制度の整備が望まれます。

婚姻によって、必ず夫婦同姓となるこれまでの制度のあり方を見直し、選択的夫婦別姓制度を導入すべき時代が来ていると思います。別姓を希望する人がいるならば、選択肢を広げていくのが政治の責任ではないかと思いますが、市長のご見解をお聞かせください。

多岐にわたりました。

以上で本壇からの質問を終わります。時間があれば、自席からまた要望等申し上げさせていただきます。

ありがとうございました。=(降壇)=  
副議長(江口 健君) 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

市長(伊藤一長君) 公明党の田村康子議員の代表質問にお答えいたしたいと思います。

まず、お答えいたします前に、田村議員さんの質問通告のテーマが10のテーマ、そして、質問の内容が30項目にわたっております。私たちも、鋭意頑張っておりますけれども、ひとつ、そういう趣旨でございますので、若干、答弁が長くなると思いたいけれども、ご了承いただきたいと思いたい。

まず、環境問題で、中国との環境交流の推進についてでございますが、長崎市と歴史的交流のある中国との環境交流につきましては、今後とも、

一生懸命に頑張っておりますというふうに思います。特に、昨年10月に長崎市と福州市の友好都市提携の20周年を記念いたしまして、相互の友好訪問団が、先方の市長さんも長崎市へお見えになりましたし、私も福州市の方にまいりました。そして、「21世紀に向けた友好都市促進」に関する合意書を締結したところでございます。

本市における中国との環境の交流につきましてでございますが、平成8年度に友好都市である福州市からの環境視察団の来崎、平成9年度からは、福州市から環境保全にかかわる研修員の受け入れを継続して実施しております。福州市以外の研修生を含め、これまで5人を受け入れているところであります。また、私も、昨年お伺いしたときには、環境保護局の方に局長さん初め長崎にお見えになった研修生の方々ともどもに懇談をさせていただいたという経緯もございまして。平成13年度以降も、引き続きこういう交流研修活動を続けてまいりたいというふうに考えております。

なお、人的交流の一環といたしまして、先般、福州市の連合青年団が長崎市にお見えになりました。そのメンバーの中に、福州市の研修所の局長もいらっしやいまして、ぜひ長崎市職員との交流を今後とも積極的に進めたいという申し出等もありましたし、今年度、平成13年度は、本市の職員派遣研修につきましても、派遣の方法、内容、時期等を含め、早急に福州市側との協議に入ることといたしているところでございます。

次に、「生活支援ハウス」の件についてでございますが、生活支援ハウスは、老人デイサービスセンターに居住部門をあわせて整備した小規模多機能施設でありまして、その居住部門の利用対象者は、高齢のご夫婦あるいはひとり暮らし高齢者など居宅において生活するのに不安のある方でありまして、介護保険対象外サービスとなっております。

当該施設は、従来、過疎地域や離島などの限られた地域においてのみ整備が認められていたため、本市には設置されておりましたが、平成11年度からは、都市部においてでも整備が認められることとなったところであります。

また、介護保険制度施行前からの特別養護老人ホーム入所者が要介護に該当しない場合でも、5年間は経過措置として引き続き入所できることと

なっておりますが、この経過措置終了後に特別養護老人ホームから退所する際の代替の施設として、生活支援ハウスは有効な施設であると期待されております。

このようなことから、長崎市におきましては、平成12年3月に策定いたしました長崎市老人保健福祉計画の中で、平成16年度末における整備目標といたしまして、生活支援ハウス200人分を見込んでいるところであります。そういうことで、今後、積極的に整備促進を図ってまいりたいと思います。

次に、特別養護老人ホーム入所待機者の解消の件についてでございますが、特別養護老人ホームにつきましては、逐次、私どもも一生懸命に今、頑張っております、平成11年度、平成12年度の2カ年で3施設150床分を整備いたしましたところでありますし、今後も、この計画につきましては、一生懸命頑張っておりますというふうに考えております。

今後の整備状況でございますが、平成12年3月に新たに策定いたしました長崎市老人保健福祉計画の中で、平成16年度末における整備目標といたしまして、特別養護老人ホーム1,220床、介護老人保健施設1,083床、指定介護療養型医療施設816床を見込んでいるところであります。そういうことで、この点につきましては頑張っておりますというふうに思います。

なお、特別養護老人ホーム入所待機者数でございますが、介護保険制度により入所措置から契約制度に変わったことから、正確な数の把握はできないのが実情でございますが、重複を含めまして約500人程度と把握をしております。なお、この特別養護老人ホーム入所待機者のうち、在宅で待機されている方が100人程度、残りの方々は、介護保険施設に入所もしくは病院等に入院されている状況にありますが、今後は、正確な特別養護老人ホーム入所待機者数を把握するための実態調査が必要ではなからうかということでございますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

次に、斜面地の快適な住環境づくりで、長崎市の場合は、田村議員もご指摘のように、旧市街地の7割が斜面でございますので、快適な斜面の住環境づくりというのが非常に大事なことでございます。

その整備の基本的な考えでございますが、せめ

て、議員ご指摘のように、救急車が通れるような道路づくりができないかという考え、そして、既存の道路を起点に斜面地を周回するような形で幅員4メートルから6メートルの生活道路を高低差40メートルに1本入れ、さらに、その間の20メートルに1本バイクが通れるような横道をつくり、このような道路と人が通る階段道とのネットワークを整備することを考えているところでございます。

また、生活道路と階段道が交差した部分は、コミュニティの輪が広がるような、議員ご指摘のような「辻広場」につきましても、整備が必要ではなからうかと思ひます。

また、通風をよくしたり眺望がよくなるように、建物の位置などを計画的に近隣間で取り決める建築協定など、さらに、法面につきましても、緑化することで潤いのある良好な住環境の空間づくりの誘導等を現在、考えているところでございます。

現在、斜面市街地再生事業といたしまして、十善寺地区あるいは江平、朝日・稲佐地区、北大浦地区、南大浦地区におきまして、大臣認可をいただいております。この中で、十善寺地区は、非常に今、かなりスピードを上げて、それを進めております。他の地区につきましても、これから鋭意、今回の議案にも出ささせていただいておりますけれども、議会と連携を取って頑張りたいと思ひますし、また、このほかにも水の浦あるいは立神さらには立山の地区におきましても、それぞれ関係者の方々との協議を現在、進めているところでございます。

今後は、この8地区を中心に、早く問題が形のあるものにしていかなければならないというふうに考えておりますので、よろしくお願ひをさせていただきたいと思ひます。

次に、公共交通空白地域の解消の件でございますが、バスや電車を初めとする公共交通機関の充実・強化を図ることは、道路交通の円滑化や地域住民の皆様の生活の足を確保し、利便性の向上を増進するためにも必要不可欠でありまして、基本的な交通行政の一つであるというふうに認識をいたしております。

そういうことで、小型のバスを含めましたそういう交通機関の乗り入れ等につきましても、今、積極的に働きかけを進めているところでございま

す。

平成12年の4月からは、鳴見町の白髪バス停からいこいの里間、また、大見崎から沖平間、さらには、戸町の二本松団地から八景町間へバス路線が開設されておりますし、さらには、新年度のダイヤ改正によりまして、長崎バスにおきましては、西町・錦町地区へ、また、県営バスにおきましては、東長崎地区の彩が丘団地や平間地区等への小型バスの乗り入れが実現される予定でございます。関係者の方々のご努力に深甚なる謝意を申し上げさせていただきます。

しかし、そう言いながらも、まだまだ道路幅員とか線形とか勾配の問題で、バスの乗り入れが困難な地域があることも事実でございますので、今後とも、いわゆる公共交通空白地域導入検討調査に昨年度、議員ご指摘のように着手いたしましたので、具体的に今後は取り組まさせていただきます。

この調査は、25地域において個々に調査をさせていただきます。その中から丸善団地地区、矢の平・伊良林地区、西小島・稲田・中新町地区の3地区をモデル地区といたして選定いたしまして、これまでに日常の行動特性、公共交通機関が整備された場合の利用意向などについて、モデル地区内の地区住民の方々へアンケート調査を実施したところでありまして、この結果を踏まえまして、いわゆる平成13年度、このモデル地区の中から1地区になりますか、あるいは2地区になりますか、そういう中で、具体的な事業実施に、まずモデル地区としてスタートさせていただきたい。これはまだ具体的には、乗合タクシー等による試行実験という形になりますけれども、ぜひ、よろしくお願ひさせていただきたいと思ひます。

次に、高齢者向け住宅の整備促進でございますが、現在、国土交通省が第8期住宅建設五箇年計画の基本方針案といたしまして発表した内容でございますが、一つ、国民の多様なニーズに対応した良質な住宅ストックの形成、一つ、生き生きとした少子高齢化を支える居住環境の実現、一つ、都市居住の再生と豊かな地方居住の実現、一つ、循環型住宅市場の実現を掲げております。それらを実現させる施策といたしまして、(仮称)高齢者の居住安定の確保に関する法律、これは県からの情報でございますが、今通常国会で制定される

のではないかとこのように聞き及んでいるところでございます。

これが施行されますと、ハード面におきましては、高齢の単身者あるいは夫婦世帯向けのバリアフリー化された優良な賃貸住宅につきましては、民間事業者などによる供給が不足する場合には、地方公共団体に建設の努力義務も新たに生じるように聞き及んでおります。

あわせて、現在の高齢者向け優良賃貸住宅制度も拡充されまして、より民間もリスクが少なく事業が展開できる方向になるようでございます。

長崎市といたしましても、高齢者が安全で快適な居住を実現することは重要な施策として受けとめているところでございます。

したがって、法制定以前にでも、民間の賃貸住宅での入居を拒まれないようなシステムづくりができないかということにつきましても、高齢者の居住安定の確保に関する法律が今通常国会で制定されますと、8月以降に施行されるのではないかとこのことでもありますので、今後、法律の詳細な内容、高齢者向け優良賃貸住宅制度の内容など各種情報の収集、諸条件の整理等を行い、県とも密接な連携を取りながら検討してまいらなければならないというふうに考えているところであります。

既存の市営住宅にエレベーターの設置の件でございますが、県の方では、平成13年度にエレベーター設置を検討しているようでありますが、市も既存の市営住宅へモデル的にエレベーターを設置する計画はないかという田村議員のご質問でございますが、市営住宅のほとんどが階段室型と言われるタイプの住宅でありまして、これにエレベーターを設置するには、階段ごとに設置をするのか、または新たに廊下を設けるのかなどのいろいろな方法が考えられます。

いずれにいたしましても、技術的にも困難な問題があることに加えまして、家賃とか、あるいは共益費が新たに増加することなども考えられますので、入居者の負担等も新たに生じること等も含めながら、十分に入居者の理解を得る必要があるかと思ひます。

そこで、本年度、本市では平成13年度当初予算におきまして、公営住宅ストック総合活用計画の策定費を計上いたしまして、ご審議をお願いして

いるところであります。

その内容でございますが、せっかくの機会でございますので、今までの建て替え中心であった従来型の公営住宅の再生に加えまして、全面リフォームといった手法を取り入れた公営住宅ストック総合改善事業が新たな補助メニューとして加えられております。耐用年数の問題等もあるわけですが、既存の住宅について、耐震性が確保されるか、また、増改築などを行うことで建築基準法等の法律にも抵触しないなどの一定の条件整理を行った上で、どの建物を、どのように活用していくのかを公営住宅ストック総合活用計画の中で検討をすることといたしております。

あわせて、エレベーターを設置し、既存住宅の活用を図ることがよいかといった検討も、こういふ中で行う予定にいたしているところでございますので、ぜひ県とか他都市の事例等も参考にしながらでございますが、よろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

次に、IT社会の問題で、デジタル・ディバイド(情報格差)の件につきましてお答えいたしたいと思います。

情報化社会が進展する中で、コンピュータ等のIT関連機器による情報量が飛躍的に増大をし、情報ネットワーク社会が構築されつつあり、市民生活は大きな変貌を遂げようとしております。

一方では、障害者や高齢者などの身体的な機能の要因やその他、所得、教育レベル、地理的要因など、さまざまな理由によるインターネットなどの情報通信へのアクセス機会の不平等が顕在化しつつあります。いわゆる田村議員ご指摘のデジタル・ディバイドにより、将来的には、社会的、経済的な格差になることが懸念されているところであります。

とりわけ、身体障害者がインターネットにアクセスを試みる場合には、身体的要因により機械の操作が困難なために、特殊な機器やソフトが必要となります。また、機械操作の技能の取得のための人的な支援、また、活動の拠点となる場が必要となってくる場合もあるわけでありです。

現在、身体障害者のコンピュータの操作を支援するための機器は、弱い指先の力で操作ができる特殊なマウスや舌や唇で操作することができるマウス、あるいは片手で操作可能なキーボードなど

が開発されておりまして、視覚障害者のための音声認識ソフトなどハード・ソフトの両面からハンディを補う環境が整備されつつあります。

障害者のコンピュータの操作技能の習得の場といたしまして、長崎市では、障害福祉センターに設置しておりますコンピュータを利用して講座を開設するなど、コンピュータの操作技能の習得を支援しているほか、平成12年度から、主にコンピュータによる作業を行うフロンティア小規模作業所、そよ風の2つの小規模作業所への運営費の助成を開始したところであります。とりわけ、フロンティア小規模作業所につきましては、従来の小規模作業所が通所型であったのに対しまして、在宅におきまして、コンピュータの操作技能が習得できるように、ボランティアスタッフが必要に応じまして訪問指導を行うことにしており、通所が困難な重度の障害者の方々への支援も可能となったわけでありです。

また、国の支援を受けまして、身体障害者情報バリアフリー設備整備事業に基づき、障害福祉センターに障害者向けのインターネットの機器を設置する予定であり、特に、視覚障害者の方々から自由に利用できるようなソフトを活用することといたしております。

コンピュータなどの情報機器は、障害者の方々にとりましては、ハンディを補って意思の疎通や潜在的な能力を具現化する可能性も秘めておりまして、本市といたしましては、デジタル・ディバイドの解消とともに、障害者の社会参加の側面からも、情報機器活用の推進を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

次に、市立図書館の建設構想につきましてお答えをいたします。

浦安市立図書館館長の招聘の件でございますが、平成12年11月に設置をいたしました、田村議員ご指摘の長崎市図書館建設検討委員会の委員の皆様方は、図書館学や生涯学習等の大学教授を初め県立図書館の館長あるいは有識者など図書館に関する専門的な知識経験を有する方々と地域代表あるいは利用者代表の方々などの各界各層の15名の皆様方で構成されているところであります。現在までに、2回の会議を持った段階ではありますが、この中でも、それぞれの委員さんの立場から、活発な、さまざまな議論がなされているところであり

ます。

また、この検討委員会におきましては、平成13年1月に委員13名によりまして先進地の図書館視察調査も行っておりますし、本市の図書館建設の参考になると思われまふ浦安市立中央図書館も含めたところの他都市の図書館資料を収集いたしまして、検討を行っているところであります。

したがいまして、議員ご指摘の件につきましては、このような状況も踏まえながら、検討委員会とも協議してまいりたいと思ひます。

次に、文化講演会の開催であります、図書館の規模、機能等につきましては、現在、利用者代表や地域代表の方々も入った検討委員会でご検討いただいているところでございます。しかし、市民に広く図書館のことを知っていただくことも大切なことと考えております。講演会等の開催につきましても、検討してまいりたいというふうに思ひますし、かつて長崎市の伝習所事業で図書館の問題等を市民の皆さん方に勉強していただいたという経緯等もございますので、大事なことだというふうに思ひます。

市立図書館の建設に当たりましては、複合館から議員ご指摘の単独館へと発想の転換を視野に入れるべきであるというご質問の件でございますが、市立図書館の建設につきましては、平成9年2月に長崎市立新興善小学校跡地活用検討協議会から、ご指摘のように、「図書館及び博物館を中核とし、地域コミュニティ施設を含む複合施設を建設する」というふうな苦渋を含めたご提言をいただいているところでございます。

一方、平成11年12月に長崎県政策創造会議「諏訪の森部会」から、海外交流史を中心にいたしまふ県市の貴重な博物資料を一堂に展示する(仮称)歴史文化博物館を諏訪の森再整備構想の中に提言をされています。

長崎市といたしましては、こういうこと等も含めながら、この旧新興善小学校跡地は、地域にとりましては、先ほど申し上げました苦渋の選択をいただいた中央3小学校統廃合の結果といたしましての用地でありまして、また、中心の市街地での得がたい貴重な土地であるために、これを有効に活用したい、また、活用しなければならぬというふうに考えております。

そういうことで、今後、複合館から単独館にさ

れてはどうかという田村議員さんのご指摘でございますが、この市立図書館の建設の委員会の内容、また、このいわゆる諏訪の森再整備構想の状況、そういうものを考えながら、今後、この問題につきましても、慎重に検討していきたいというふうに考えているところでございます。

次に、「勝山町遺跡」の文化財としての見解でございますが、今回発掘されました勝山町の遺跡におけるサント・ドミンゴ教会は、現段階では、教会の範囲、建物の種類・規模・配置等についての詳細は不明であります。現在までの調査でございますが、教会の範囲を示す明確な遺構は確認されておりませんが、今回の現場での発掘調査が終了した時点で、歴史や建築などの専門家の方々のご意見を伺いながら、発掘された遺構をもとに、範囲の確定ができるかどうかの検討を行いたいと考えております。

今回の遺跡につきましては、長崎市の文化財審議会あるいは教会建築の研究者等の意見を聞く中で、また、去る3月1日、文化庁の調査官に現地を見ていただいておりますが、そこでの調査官の見解でございますが、「代官屋敷より古い遺構になると、ほぼ教会遺構と見ていいだろう。国内でこれまで発掘された教会の遺構にはない石畳、地下室がともによく残っており、長崎ならではの歴史がよくわかるいい遺跡である。記録保存だけでは難しいだろう」ということであります。また、記録保存ということは、調査をして、写真を撮って、また後で埋め戻すということでございますが、だけでは難しいだろうということでありました。また、調査につきましては、「まだ調査不足の点があるので、もう少し細部にわたり調査を行い、遺跡の各部分の整理、検証を行うように」という指導があったところであります。

さらなる本格調査を行ったらというご提言でございますが、今回の発掘調査は、文化財保護法にいうところの土木工事等で発掘される埋蔵文化財の記録の作成のために発掘調査を実施しているところであります。

そこで、建設工事に伴い影響を受けない部分につきましては、発掘せずにそのままの状態に保存するのが最善の方法であるというふうに考えますので、この点は、ご理解いただきますように、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

次に、小規模通所授産施設の支援拡充の件でございますけれども、小規模作業所につきましては、地域において自立した生活を望む障害者の福祉的就労の場や生きがい対策として重要な役割を果たしております。現在、長崎市におきましては、身体障害者小規模作業所が3カ所、知的障害者小規模作業所が8カ所、精神障害者小規模作業所が5カ所の合計16カ所の小規模作業所が活動しております。しかしながら、運営主体は、保護者などで組織いたします任意の団体が多くありまして、長崎市といたしましては、各団体に年額500万円の運営費の助成をするなど一定の支援をしておりますが、さらに運営の安定化が求められてきたところであります。

そのために、国におきましては、平成12年6月7日に、障害者の通所授産施設の定員を20名以上から10名以上へと緩和する社会福祉事業法等の改正を行いまして、新たに障害者小規模通所授産施設として法律上の第1種社会福祉事業に位置づけられたところであります。これにあわせて、小規模作業所を運営する者が社会福祉法人を設立する際の要件についても緩和をされ、資産を1,000万円以上有していれば、施設の土地、建物といった基本財産のすべてを国、地方公共団体、民間から貸与を受けられることが可能となったわけでありませう。また、設備基準は作業室等の必要最小限の設備の整備、職員配置基準は専任の職員が1名以上とされるなど、従来の通所授産施設の基準に比べ緩やかなものが設定され、小規模作業所を運営する者が社会福祉法人に円滑に移行し、財政的基盤が脆弱な小規模作業所が事業の安定性、継続性を確保できるよう、さまざまな措置が講じられております。

また、小規模作業所から障害者小規模通所授産施設へ移行した場合には、運営費の年額1,100万円を、身体障害者または知的障害者小規模通所授産施設に対しては国と市が2分の1ずつ助成することとなっており、施設整備費等についても助成の対象となっております。

今後、この制度に基づき、小規模作業所の障害者小規模通所授産施設への移行を推進することにより、小規模作業所を利用している障害者や指導する職員の作業環境等の処遇の改善が図られ、小規模作業所の運営の安定も図ることができるもの

と考えております。

本市におきましても、障害者・小規模通所授産施設へ移行し運営の安定を図りたいと希望されている小規模作業所があり、現在、2カ所の小規模作業所において、障害者小規模通所授産施設へ移行する準備を進めているところであります。

長崎市といたしましても、自主的かつ地域に根差した取り組みとして創意工夫を凝らした活動を展開しております小規模作業所が、そのよさを失うことなく、法定の障害者小規模通所授産施設へ円滑に移行することができるように、積極的にその支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、長崎ペンギン水族館の件についてお答えをいたしたいと思います。

長崎ペンギン水族館につきましては、市議会の皆様方を初め関係各位のご尽力によりまして、ようやく4月22日のオープンを迎えることになりました。まずは、この場をおかりいたしまして、改めて皆様方にお礼を申し上げさせていただきたいと思っております。

さて、田村議員ご指摘のとおり、昨今、新しくオープンした施設は、概して、当初は多くの利用者で賑わいますものの、その後は年々利用者は減少していくところが少なくないようであります。各施設でも、この現象に歯どめをかけるために、運営面でさまざまな苦勞あるいは工夫、努力を重ねているところであります。

新水族館につきましても同様に、今後とも、運営のあり方について各方面のご意見を賜りながら、さらに議論を重ね、いろいろなアイデアを出し合っていく必要があるかと思っておりますが、まずは、これまで検討してきた運営の展望についてご報告させていただきたいと思っております。

昨今の社会的な状況といたしまして、子どもたちが生き物と身近に触れ合う場所や自然の中で遊べる環境が非常に少なくなっております。実体験を通して、生き物との接し方や生命の尊さ、自然環境の仕組みなどを楽しく学べるような環境の整備が強く求められているのではなかろうかと思っております。

したがいまして、長崎ペンギン水族館におきましては、自然や生き物との触れ合いを通じた体験型の教育的施設としての機能の充実を基本にした

運営を行っていきたいと考えております。具体的には、一人でも多くの市民の皆様方に何回でも足を運んでいただき、楽しみながら体験・学習ができるような施設にするために、日本一規模のペンギンとの触れ合い体験の機会をふやしたり、あるいは自然体験ゾーンでの生物観察会を行う等の企画をボランティアの方々とともに計画し準備しております。また、このボランティアの方々も先般、公募をさせていただきましたら91名、特に、若い中学生、高校生の方々がたくさん応募をしていただきました。大変うれしいことだなと思っております。

また、新水族館の周辺では、体験型施設といたしまして、既に各方面からの修学旅行生に人気が高いペロン体験あるいは網場湾の海づり公園での海づり、また、水産センターでの稚魚の放流体験が行われておりまして、今後さらに、隣接地にあります長崎総合科学大学との協調によりますバーチャルシアターの充実や海洋スポーツの体験等が実現していきますと、海をテーマにした体験メニューの幅も広がりまして、観光客を含め相乗効果による利用者の増加も期待できるのではなかろうかというふうに考えておるところであります。

これらの事業展開とあわせまして、市内及び近郊の小中学生に対する新水族館のPR活動や各種エージェント等への情報提供、報道媒体等を利用いたしました広報宣伝活動を行いまして、「ペンギンなら長崎」と、田村議員さんもお指摘のように、全国へ発信できるように努めてまいりたいと思っております。

また、将来的には、自然体験ゾーンの樹木等も時間の経過とともに成長し、変化していきますので、この樹木には、カブトムシとか、いろいろな動物もいるような、そういうふうなゾーンに成長させていきたいと思っておりますし、平成16年の春には、待望の海浜ゾーンも完成いたしますので、橘湾海浜公園全体としての魅力も一段と高まってくるのではなかろうかと思っております。

今後とも、このペンギン水族館の件につきましては頑張ってもらいたいと思っておりますので、ご支援、ご協力をよろしく願いいたします。

次に、平和行政の推進につきましてお答えをいたします。

平和宣言の中に、中国語やハングルにも翻訳す

る考えはないかとのことでございます。私は、大変大切なお質問ではなからうかと思っております。ご指摘のように、平和宣言は現在、外国人に向けに英語に翻訳したものを作成しております。これは英語が今世界の共通語として広く受け入れられているということも含めまして、現在、実施しているところでもあります。

また、長崎は地理的、歴史的にも韓国あるいは朝鮮民主主義人民共和国、中国を初めとするアジア諸国と密接な関係がありますので、これらの地域の人々に核兵器の廃絶と世界恒久平和を求める私どもの気持ちを伝える上で、中国語、ハングルへの翻訳も大変、意義あることだというふうに考えております。特に、ことしは21世紀の初頭でありますし、アジアとの交流ということを長崎市も重点施策として掲げておりますので、まことに時宜を得たご指摘であらうかというふうに受けとめております。

したがって、英語の翻訳につきましては、平和宣言文の起草委員会の委員の中に長崎在住の外国人の方もおられますし、ある意味では短時間のうちに翻訳することも可能でございますが、現在のところ、その中国語とかハングルに精通された方がなかなかいらっしゃいませんので、これは海外に発信しますし、インターネットでも当然、発信するわけでありまして、言葉の表現の違いで間違いがあってはなりませんので、慎重の上に慎重にする必要があるかと、それでもときどき若干、単純なミスが英語でもあるようでありますので、この辺は、やはり慎重に考えなくてはならないということも含めて、本来ならば、英語文のように、8月9日の平和式典のときに間に合うのが一番いいわけでございますが、やはりなかなか平和宣言文の起草委員会の作業手順と、その後の印刷の手順、また、翻訳の手順、そういうものを考えたときには、平和式典のときには残念ながら、中国語、ハングルの場合には間に合わないのではないか。ただし、その式典には間に合わないけれども、やはり外部の方々に翻訳を依頼し、そして、でき上がり次第、これはやはり原爆資料館で配布をするように、特に、ことしは被爆56周年でございますので、この点は頑張ってもらいたいというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。



ことを義務づけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法案及び環境事業団にPCB廃棄物の処理等を行わせるための環境事業団法の一部を改正する法律案が本国会に提出されておりますので、今後、PCB廃棄物の処理のために、必要な体制が速やかに整備されるものと考えております。

具体的に申し上げますと、環境事業団によるPCB廃棄物処理施設の整備が北九州市において計画されているところでありますので、本市といたしましても、こうした国のPCB廃棄物対策に協力してまいりたいと考えております。

次に、2点目の公用車に低公害車等の導入をとのことですが、長崎市環境基本計画におきまして、平成22年度までに既存公用車の買い替え時の転換を含め、低公害車等を100台導入する数値目標を掲げ、全庁的に取り組んでおるところでございます。特に、ディーゼル車につきましては、黒煙や窒素酸化物を多量に排出することから、国や大都市で規制強化が検討されておりますが、本市といたしましても、ごみ収集車を重点的に低公害車等へ転換してまいりたいと考えております。

具体的には、現在、東京都、埼玉県、横浜市など関東地区の7都県市及び大阪府、兵庫県、大阪市など関西地区の6府県市が定めました低公害車指定制度がございます。この制度は、電気自動車やハイブリッド自動車等の低公害車はもとより、一般に市販されておりますガソリン車、LPG車及びディーゼル自動車の中で指定した基準値を満足する実質的に低公害な自動車として指定を行い、広く普及しようとするものであります。

本市で保有しておりますごみ収集車84台のうち、平成13年度更新予定の20台すべてを、この指定低公害車に転換する予定にしております。

なお、このディーゼル自動車は、現行の平成10年自動車排ガス規制値より20%窒素酸化物や粒子状物質を低減させたものでございます。

また、ごみ収集車以外の公用車の低公害車等への転換につきましても、国の定める環境にやさしい物品を購入するグリーン購入判断基準というのがございますので、これを参考に本市でも基準を定め、積極的に導入を推進してまいりたいと存じております。

以上でございます。

福祉保健部長(林 晃君) 大きい2番の少子・高齢化対策についての(1)ファミリーサポートセンター事業の実施についてでございますが、急な残業や子どもの体調不調など、臨時的、一時的な保育ニーズに対応するため、会員制で地域における育児に関する相互援助活動を行うファミリーサポートセンター事業は、労働者の仕事と家庭の両立を支援するという雇用対策としての観点から取り組まれているものでございます。

国においては、平成13年度からは、厚生省・労働省の省庁統合のメリットを生かす形で、仕事と家庭の両立支援に加えて、児童の福祉の向上という目的もあわせて果たすため、地域の子育て支援機能の強化に向け、家庭の主婦なども含め、子どもを持つすべての者に拡大し、総合的に事業を展開することとなっております。

現在、本市におきましては、子育て支援策として、多様な保育需要に対応して、保護者の就労時間、通勤時間などを考慮した既存の保育所での延長保育や病気回復期の児童を預かる乳幼児健康支援一時預かり事業の拡大、また、保育所に入所している児童以外の地域の就学前児童を対象に、保護者の傷病、入院及び私的理由等により緊急及び一時的に保育を行う一時保育事業等を実施しております。

しかしながら、休日・夜間に対する対応や変則的な保育需要に対しては、まだ不十分な点もあり、保育所とともに地域の子育て支援の拠点として、現在実施しております地域子育て支援センター事業とあわせて、ファミリーサポートセンター事業についても、その業務のあり方等、さらに調査、検討してまいりたいと考えております。

次に、(2)の放課後児童クラブの充実についてでございますが、現在、38の児童クラブがあり、その利用児童数も1,700人余りとなっており、児童クラブの需要も年々高まっているところでございます。

この児童クラブの運営については、父母会や自治会の代表者などにより構成された運営委員会等に当たっていただくこととしておるところでございます。その助成といたしまして、児童クラブの適正な運営を図っていただくため、クラブの規模に応じて運営費の補助を実施しているところでございます。

また、これとあわせ、施設借り上げに係る助成も実施しているところでございますが、クラブによっては、家賃負担が大き過ぎるとのご意見もあることから、その助成限度額の拡大を図りたいと考え、本議会に予算の審議をお願いいたしているところでございます。

次に、(6)の「シルバー成年式」の実施についてでございます。東京都品川区のシルバー成年式は、先ほど田村議員がお示しされたような形で、敬老の日の行事として実施されているというふうに伺っております。

本市におきましては、敬老の日のお祝いの会は、各自治会単位で開催されております。市の直接的な敬老事業につきましては、毎年、敬老の日を中心に、最高齢者、最高齢夫婦及び老人福祉施設を訪問し、長寿をお祝いするとともに、60歳以上の方の手芸品、工芸品、書画、写真等の創作品を一堂に展示するシルバー作品展を開催いたしており、これについては、出品される方、鑑賞される方の双方から、「毎年楽しみにしている」とのお声をいただいております。

また、本市の保健・医療・福祉が連携し、ふれあい健康・生きがいづくりについて、子どもからお年寄りまで一緒に考えていこうという趣旨で毎年秋に開催しておりますふれあいフェスタは、平成12年度は約3,000名の参加をいただきました。

今後、これらの事業を行う中で、議員ご指摘の品川区のシルバー成年式への取り組みも参考にし、高齢者の方々の生きがいを高め、健康づくりを進めるために、各事業の内容をさらに充実することを検討してまいりたいと考えております。

次に、6番の福祉・医療行政についての(2)高次脳機能障害者対策についてでございますが、高次脳機能障害とは、事故などによる脳の外傷や脳血管性疾患等の後遺症により生じた機能障害で、特に、意識障害、記憶障害、思考判断力の障害、また、失語、失行、失認といった症状などを呈し、外見上の身体障害が軽症であるにもかかわらず、日常生活や社会生活を営む上で多くの支障が生じるものでございます。

しかし、この高次脳機能障害は、現在のところ医学的にも評価基準がまだ未確立の状況にあり、障害に対するリハビリテーションや地域生活支援対策を実施する医療、福祉、介護の現場において

も、適切な対応が十分にとれず、社会的な問題となつてきております。

このような中、国は平成13年度から、高次脳機能障害者支援モデル事業を都道府県において実施することとしております。この事業は、国立身体障害者リハビリセンターを中心に、全国7カ所の拠点病院が協力して、高次脳機能障害者の社会復帰支援や生活介護支援の試行的実践を行い、標準的な評価基準及び支援プログラムの確立を図ることを目的としているものでございます。

本市における高次脳機能障害者の方の実態につきましては、その明確な定義もまだ定まっていないこともあって把握できておりませんが、リハビリテーション施設や一般病院または精神病院のリハビリテーションプログラムを通して、他の障害者の方と同様な訓練、治療を受けておられることも考えられます。

また、福祉的な対応といたしましては、その障害の状態によっては、精神障害として精神障害者保健福祉手帳の申請及び必要な要件が満たされれば、障害年金の申請も可能であります。

しかし、いずれにいたしましても、高次脳機能障害者に対する認識はまだ浅く、支援対策につきましても、現存の医療、福祉、介護サービスの枠内では対応が難しく、新たな支援策を早急に構築していく必要があると考えておりますが、具体的な取り組みにつきましては、さきに申しました国のモデル事業の成果や実践を踏まえて研究をしてまいりたいと考えております。

次に、(4)の心身障害者施策緊急整備計画策定に向けた取り組みについてでございますが、東京都では、障害者や高齢者等を対象に平成12年度から16年度までの5カ年計画の東京都福祉改革推進プランを策定し、その中で、障害者については重点項目を定め、心身障害者施設緊急整備3カ年計画を実施すると伺っております。

本市においては、平成8年4月に長崎市障害者福祉に関する新長期行動計画を策定し、これに基づき平成10年3月、障害者施策を重点的、計画的に実施していくための具体的な取り組みや市独自の施策等について、平成14年度までの数値目標を掲げ、障害者施策の総合的な推進を図るための長崎市障害者プランを策定いたしております。平成12年度は、障害者プランの中間年度に当たること

から、長崎市障害者施策推進協議会において、障害者団体のご意見や障害者のニーズを参考にして、知的障害者通所授産施設については176人から186人に、知的障害者小規模作業所については10カ所から11カ所にするなどの数値目標の見直しを行ったところでございます。

さきに申しあげました東京都の計画は、通所授産施設や小規模作業所等を組み合わせて障害者の自立支援を図ろうとするものであり、本市では、障害者プランにこれらの事業が含まれることから、障害者プランの達成によって同様の効果があるものと考えております。

本市では、障害者の方が地域で自立した生活ができるように、施策の充実にさらに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

財政部長(白石裕一君) 大きな2の少子・高齢化対策について(3)市庁舎に授乳室の設置についてお答えいたします。

現在、市役所にはベビーベットを本館1階市民課前口ビー、別館1階母子衛生相談室横、それから水道局側児童福祉課横に設置しております。また、おむつ替えに便利なベビーシートを本館1階自治振興課前身障害者トイレに、別館1階水道局前、それから東長崎支所、西浦上支所に設置いたしておりますが、授乳室は設置いたしておりません。授乳室を設置するとなれば、ある程度のスペースが必要となりますが、検討させていただきたいと存じます。

以上でございます。

観光部長(田口修三君) 大きな3.都市基盤の整備及び住宅政策について(2)グラバー園内の「動く歩道」の地域住民への開放についてお答えをいたします。

グラバー園は、年間130万人以上の方が入園される市内最大の観光施設であります。近年の観光客のニーズの変化により、入園者は年々減少の傾向にございます。

そのような状況の中、グラバー園の魅力をさらに高めるため、高齢者や障害者等に配慮しただれもが安全で快適に散策できるような園路整備を実施するとともに、四季折々の花が咲く空間を創出してまいりたいと考えております。また、市民の方々のグラバー園への入園の機会をふやすため、

広報ながさきで市民無料入園券や半額入園券を配布いたしております。そのほか、長崎市民の方で60歳以上の健康手帳をお持ちの方などは、手帳の提示により無料で入園いただけます。

議員ご指摘の動く歩道を生活道路として地域住民に開放することにつきましては、斜面地にお住まいの方々の利便性の向上という点から、必要性については十分理解できるところであります。しかしながら、グラバー園が有料施設であるため、さまざまな問題も生じてまいります。具体的には、1つ、一般入園者と生活道路としての利用者を区別するための方法、2つ、対象地域の線引きをどうするのか、3つ、対象地域への訪問者についてはどう対応するのか、4つ、開園時間外の通行希望者にはどのように対応するのか、5つ、通常の出入口以外は管理上施錠しており、通行希望者にどう対応するのか、6つ、園内が生活道路となることにより、観光施設としてのグラバー園のイメージがどうなるのかなど、多数の問題が考えられます。

本議会におきまして、現在施工中の斜行エレベーターとグラバー園までの区間を連絡するため、新たな歩行者支援システムについての予算案をご審議いただくこととしております。この歩行者支援システムの整備が完了いたしますと、石橋電停付近からグラバー園横までの生活道路として、地域住民の皆様にご利用いただけるといいますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

企画部長(原 敏隆君) 電子市役所の構築についてお答えいたします。

電子自治体への取り組みは、極めて広範囲で横断的なものであるため、本市も本年2月20日に市長を本部長とする長崎市高度情報化推進本部を立ち上げ、横断的に取り組む必要のあるテーマについて検討する部会を設置し、全庁的な推進体制を整えたところでございます。

これらの部会の構成は、1つ、市民の窓口での手続きを簡素化し、ICカードの有効利用について検討する総合窓口検討部会、2つ目が、国と全国自治体を高いセキュリティで接続する総合行政ネットワークへの対応と財務会計LANを有効活用したシステムについて検討する総合行政ネットワークシステム検討部会、3つ目が、各部局や民

間での共用も可能とし、各種の業務への多角的展開が可能な地理情報システムについて検討する統合型地理情報システム検討部会、4つ目が、長崎市の貴重な文化財などを画像データベースとして蓄積し、情報発信するとともに、地域文化の保存継承を検討するデジタル・ミュージアム構想検討部会、5つ目が、今までのホームページによる情報発信からインターネットの持つ双方向性の特性を生かした電子申請や電子調達等を検討するインターネット活用推進部会、これらをまとめて、6つ目として、これら5つの部会の調整を図る全体調整部会となっております。

一方、ネットワーク化された情報システムは、利便性をもたらす反面、改ざん、漏えいなどの危険性と裏あわせであり、真に信頼されるネットワークによるサービス提供のためには、申請者や団体のネットワーク上での認証、電子文書の原本性確保及び個人情報保護が必要でございます。国における実証実験の後、今後、自治体に対して標準仕様書が提示されることとなっております。また、電子文書の原本性を確保する必要性はもちろんのこと、法令などについても、その見直しが必要となります。

したがって、このようなIT化の政府、県の取り組みに沿って、本市のIT化を進めてまいりたいと思っております。また、その中で、本市独自の特色を持つIT施策をあわせて検討し、電子自治体の構築を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

市民生活部長(高谷洋一君) 質問4、IT社会への対応について(3)ネットトラブルへの対応についてお答えいたします。

インターネットの普及に伴い、消費者は、さまざまな商品を自宅からパソコンで気軽に購入できることから、インターネット取引による利用者は、今後、ますます多くなるものと考えられるところでございます。最近、使った覚えのない有料情報料、いわゆるダイヤルQ<sup>2</sup>や国際電話料金を請求されたという相談が急増しているところでございます。その多くは、パソコン誤操作によるものでございますが、消費者にとってインターネットによる取引は、非常に便利である反面、リスクを伴うことから、信用ある事業者との取引にとどめるこ

とがトラブル防止対策になるものと考えるところであります。

政府も電子商取引に係る消費者保護の強化を図っているところでありますが、本市といたしましても、IT講習会を初め広報ながさきや各種消費者啓発講座におきまして、インターネット取引に絡んだ消費者トラブルの情報を提供することにより、その防止に努めてまいり所存でございます。

以上でございます。

教育長(梁瀬忠男君) 教育・文化行政についてお答えいたします。(4)男女混合名簿の取り組み状況についてであります。

男女混合名簿の導入につきましては、男女平等教育推進の一環であるとしてとらえております。学校で使われております名簿等には、法令で設置が定められている公簿と呼ばれる出席簿等の名簿と、その他の日常的に使用されている各種の名簿がございます。

このうち、出席簿等の公簿に関しましては、平成12年4月から、市教育委員会が作成しております出席簿の様式から男女別の記載を外したところであります。その結果、混合名簿の導入は一気に進みまして、本年度、市内の小中学校においては、出席簿やその他の名簿で6割以上の学校が混合名簿を用いるようになっております。

今後とも、可能なところから男女の区別をなくす取り組みを進め、学校における男女平等教育の推進を図ってまいりたいと考えております。

(5)ブック・スタート事業についてお答えいたします。ブック・スタート事業は、1992年イギリスのバーミンガム市で始まり、赤ちゃんとお本を通して楽しい時間を分かち合うことを応援する運動ということであります。

日本におきましては、今のところ平成12年11月に東京都杉並区の保健所で、民間団体である「子ども読書年」推進会議により試験的に2回実施されていると伺っております。幼少期からの早い時期に良書に出会うことは、その人にとって思いやりの気持ちや感動する豊かな心をはぐくむ礎として人格形成に重要な意味を持つと考えておりますので、この事業につきましては、調査研究をしてみたいと考えております。

(6)中学校完全給食の推進についてであります。本年1月10日から弁当箱配送方式で、桜馬場中学

校、深堀中学校、緑が丘中学校、横尾中学校の4校、親子方式で、式見中学校の1校、計5校において試行を開始しております。この試行においては、希望選択制をとっておりますが、学校給食の希望者の割合は、5校平均で約90%となっております。献立につきましては、文部省の定める所要栄養量の基準に沿って、教育委員会で作成しております。

弁当箱配送方式における副食につきましては、市内の4業者に委託をしており、その主な委託業務は調理、配送、食器等の洗浄・消毒・保管であります。主食は、県給食会が委託する業者が学校に納入をしております。

親子方式におきましては、式見小学校で副食を調理し、式見中学校へ配送しております。主食につきましては、弁当箱配送方式と同じ形態をとっております。

今後、本年12月まで試行し、その結果を議会に報告し論議をいただきまして、一定の見極めを行ってまいりたいと考えております。

(7) 学校プールに紫外線防止テントの設置の件でございますが、真夏の一番暑いときでもあり、見学する子どもたちのこと、あるいは水泳の合間に子どもたちが休憩をとるときのことなどを考慮し、日陰をつくるため、本市におきましては、ほとんどの学校プールに日よけテントを設置しているところでございます。

議員ご指摘のとおり、昨今、紫外線の有害性が取りざたされておりますが、既に本市の学校プールにつきましては、日よけのテントは、紫外線を大幅にカットする素材のテントを使用しております。

以上でございます。

7番(田村康子君) 余りにも質問が多過ぎまして、すみませんでした。

今のたくさんの質問の中で、市庁舎に授乳室の設置、これは検討するという答えをいただきまして、うれしく思いました。ぜひ実現しますように、よろしく願いいたします。

それから、平和行政の推進につきましても、いいご返事をいただきましたので、楽しみにしております。

ぜひ、長崎市で取り組んでいただきたいのは、このブック・スタート事業でございます。私たち

も、これは国民的運動として盛り上げていきたいと思っております。ぜひ検討していただきたいと思っております。

それから、2点だけ要望をしておきます。

来月は、入学式のシーズンになりますけれども、この奨学金の制度ですけれども、有利子奨学金、それから緊急採用奨学金が2つございますけれども、ことしから、貸す人数ですけれども、2000年までは10万人でした。新年度は25万人の方が有利子制度を受けれる対象になっておりますので、ぜひこのことも、市の仕事ではないというのではなくて、この方たちにも、市民の方に、ぜひ皆さんにPRができるように訴えていただきたいと思います。緊急採用奨学金につきましては、特に、こういうご時世ですので、本当にきのうまではお父さんは社長だったけれども、倒産してきょうは本当に学校に行くことができなくなったという方たちもたくさん日本にもいらっしゃいますけれども、そういう方たちが、こういうことを知らなかったために学校をやめてしまったということがないように、そういう方たちにぜひ教えていただくために、市民に徹底していただきたいと思います。

もう1点は、出産費貸付制度です。これも新年度からですけれども、24万円を限度に出産費を無利子で貸し付ける制度が、この4月から始まりです。これは国保とか保険組合は4月以降ですけれども、政府管掌保険は、7月からこの制度が創設されると聞いております。ぜひこれも、国保だけではなくて、皆さんがこれが借りられるように、市からも行政サービスとして、ぜひ皆さんに周知徹底していただきたいと思います。

以上で、私は終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔「関連」と言う者あり〕

副議長(江口 健君) 27番小林駿介議員。

27番(小林駿介君) 関連で質問をさせていただきます。

市立図書館と勝山町遺跡の2つでございますが、市長の方から、まず市立図書館の常世田館長を検討委員会の方にお招きするということにつきましては、専門家集団であるので、そっちの方はどうかというようなご見解がございました。ご承知かと思いますが、この浦安の中央図書館の常世田館長は、大変、図書館の中で、全国でも有名であり

まして、田村議員のお話しの中にもありましたように、毎年、全国から1,000人近くの方が、しかも、専門家集団が研修に訪れるというところがございます。そういったことで、ぜひご一考いただければと思います。

もう1点は、講演会の方、これは検討してみたいということでございましたので、ぜひとも、一般市民を対象にした、そのような講演会にお招きをしていただきたいと思います、再度ですね、市長のご見解をお尋ねしておきたいと思っております。

それから、勝山町遺跡の件でございますが、遺構でございますが、これは3校統廃合、または桜町小学校の建設予定になかった、想定されてなかったわけでございます。サント・ドミンゴ教会の石碑があったということは間違いありませんけれども、その遺構がどのような価値を持っているのか、また、日本の歴史に深くかかわっているのか、あるいは長崎だけに通じる、そのような中の遺構であるのかという位置づけも全くできておりません。

そして、大事な点は、今この遺構調査がなされておるわけでございますが、3月15日がたしか期限と聞いておりますけれども、その中で、サント・ドミンゴ教会のいわゆる境界の境目の確定というのはできておらない。これは大変重要なことでございます。文化庁の方から、どのような指示があったのか、詳しく一度お聞きしたいと思いますけれども、なかなかそれができないので、私は、私なりに、この教会の歴史を書いている書物を県立図書館の方に行ってまいりまして、いろいろ調べておりましたら、ちょうど、その研究をされている方の書物がございます。龍谷大学の先生でございますが、研究室に厚かましくも電話させていただきました。サント・ドミンゴ教会の遺構の位置づけについて何かアドバイスをくださいということで、無理をお願いをいたしましたところが、ファクスで短文ですけれども、このような文をいただきました。読ませていただきます。「近代の教会建築は数多く存在をしているが、近世の教会建築は200カ所ほどあったと言われているにもかかわらず、そのほとんどが失われ、サント・ドミンゴ教会が唯一現存する遺構である。日本が西洋と遭遇した初めての国際交流のあかしとして極めて重要であり、建築史、キリシタン史、近世史など

広い範囲の分野から見て、学術的に貴重であると見られる。特に、長崎には約12カ所、野口議員さんが16カ所とお話がありました。このところは定かではありません。約12カ所の教会跡があったが、長崎県庁や長崎市役所などが教会跡に建てられたため、すべて現在は石碑を残すのみである。キリシタンの遺構を数多く有する長崎であっても、サント・ドミンゴ教会跡は、最初で最後の最も重要な遺構の発見であると言ってよい」。このような見解が述べられております。

ただ、本当に長崎だけの財産という見方ではなくして、日本の建築史の中においても、近世日本史の歴史を埋める、そのような遺構がほぼ完璧に残っておるということは、私は非常に、これは重要な意義を持っておると思っております。今、市長におかれては、本当に揺れ動いているのではないかと思います。私は、後世の長崎市民のためにも、また、今後、長崎の文化の薫りを求めて来られる、そういった多くの皆さんのためにも、ぜひとも、この遺構は残すべきであると、このように強く思っておりますけれども、市長の見解を求めたいと思っております。

市長(伊藤一長君) 田村議員の代表質問に対します小林議員の関連質問にお答えをさせていただきます。と思っております。

浦安の図書館の館長をお呼びする件につきましては、私は、本壇でお答えいたしましたように、今、図書館の検討委員会ができていますので、その中にいろいろな専門家の方々も入っていますので、その協議の経過を見ながら、これは自分たちも現地視察もしたし、それぞれの専門家の方もたくさんいらっしゃるわけですけれども、その館長さんをお呼びした方がいいなということになったら、そういうふうな流れになるのではなからうかなと。こちらの方から余り、そういう筋書きというのは、いかがなものかなというふうには、壇上では舌足らずでございましたが、答えたつもりでございます。

講演会等の件につきましては、教育委員会の方が、そういう予算とかいろいろな問題があるでしょうけれども、かつては伝習所事業等もありましたし、図書館の問題は非常に関心が高うございますので、しかも、図書というのは、非常にことしの予算もそうでございますけれども、私どもも、

やはり力を入れさせていただいていますし、ネット化事業もそうでございますけれども、この辺は、ひとつ、私どもも鋭意、連携を取りながら頑張っ  
てまいりたいというふうに思います。

今の勝山町遺跡の件でございますが、一般的には、きょうの午前中に野口三孝議員さんの代表質問もあつたわけですが、近くにその桜町小学校を建てるにふさわしい場所、面積も含めて、そういう場所があれば、今のこの今度の遺跡をそれなりに残してするのが、どなたが考えても一番いいと思います。ただ現実には、なかなかその代案として、先ほど午前中は、新興善小学校はどうかということでしょうけれども、これまた非常に不透明な問題が、新興善で何も出てこなければ一番いいんだらうけれども、もし出てきたときには、また、もとに戻ってしまうということもありますでしょうし、また、面積の問題もこれはあるのではなからうかなというふうに、今までの経緯もございますので、非常に難しい問題があります。

ただ、一般的に言えるのは、どなたが考えても順当な考えだと思われるなと思うのは、やはりせつかく出てきた遺跡だから、全部は残さなくてもいいけれども、せめて教会とか代官所跡とか、そういうものは国の指定には、今の経過ではならな  
いだらうけれども、市の単独でも、せつかく諏訪の森もあんな形で整備するんだから、どこから見ても、国道とのアクセスの問題も含めて、あの

一帯の整備の問題を含めても整備をすべきだよということについては、そんなに異論はないんじゃないかなと思います。ただ問題は、校舎を、ではどうするのかという問題であります。そして国からの補助は、今の例えば掘っているのもそうですけれども、議会の方のご了解をいただいて、学校を建てるという形で、これは長崎岬ですから試掘をさせていただいていますけれども、この費用もご存じのように、全部単独予算でありますので、これからかかる費用というのは、恐らく単独予算を確保して、もろもろの仕組みを、遺跡をどうするのか、校舎をどうするのかというふうな形の、そういうのを、国からの財源というのは、これは新しい学校建設にかかわる予算がほとんどでありまして、あとは全部、ほとんど大半が市の単独であるということを考えながら、どこにした方がいいのか、そうかと言って、これ以上、子どもたちを待たせるわけにはいかないという形の着地点と、ハムレットのような感じでございまして、そういうことを考えながら、限られた時間内で協議をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願  
いいたしたいと思います。

副議長(江口 健君) 本日の市政一般質問はこの程度にとどめ、明9日午前10時から本会議を開き市政一般質問を続行いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

= 散会 午後3時1分 =

上記のとおり会議録を調製し署名する。

平成13年5月2日

議 長 野 口 源次郎  
議 長 鳥 居 直 記  
副 議 長 江 口 健  
署名議員 久 米 直  
署名議員 柴 田 朴